

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月12日
【計算期間】	第7期（自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日）
【ファンド名】	欧州新成長国株式ファンド
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-3434-6630
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

欧州新成長国株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 <u>追加型投信</u>	国 内 <u>海 外</u> 内 外	<u>株 式</u> 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 <u>その他資産</u> <u>（投資信託証券（株式））</u> 資産複合	<u>年1回</u> 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 <u>欧州</u> アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） <u>エマージング</u>	ファミリーファンド <u>ファンド・オブ・</u> <u>ファンズ</u>	あり <u>なし</u>

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州／エマージング

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州のエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

1. 中東欧諸国およびロシアの株式を主要投資対象とします。

アイルランド籍外国投資信託「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」を通じて、中長期的に高い経済成長が見込める中東欧諸国およびロシア（以下「欧州新成長国」ということがあります。）の企業が発行する株式に投資します。

2. 欧州新成長国に幅広く投資します。

当ファンドはNomura Central and East European Index (NOMURA-CEEインデックス)※を参考指数とします。ただし、外国投資信託においては、当該インデックスに採用されていない国々にも投資します。また参考指数に採用されている国であっても投資対象国としない場合があります。

※Nomura Central and East European Indexは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。
なお、野村證券株式会社は、Nomura Central and East European Indexの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

3. 外国投資信託の運用は、欧州新成長国への投資実績があるメツラー・アセット・マネジメント GmbH (フランクフルト)が行います。

同社は2000年10月から当該地域の株式に投資する投資信託の販売をヨーロッパの投資家向けに開始しており、2002年には米国内でも販売を開始しています。当ファンドが投資する外国投資信託は当該投資信託と同一の運用を行う別の投資信託となります。

4. 原則として為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

運用プロセス(外国投資信託)－基本となる3つの柱－

●カントリーアロケーション

マクロ情報、金利、流動性、企業収益、バリュエーション、資金動向、その他テクニカル要因を総合し、各国別に分析します。

●セクタースクリーニング

セクタースペシャリストが欧州新成長国の優良株を中心に定量・定性両面から相対分析を行います。

→業種ごとに投資候補銘柄ユニバースを作成します。

●銘柄選択(中小型セレクション)

積極的な企業訪問などによる丹念なリサーチに基づく銘柄選択を行います。中小型株の組入は純資産総額の25%までとします。

メツラー・グループについて

メツラーは1674年に設立されたドイツのプライベート・バンクであるB.メツラー・ゼール・ゾーン&Co.KGaAを中核とする金融グループで、資産運用、コーポレート・ファイナンス、株式、為替、プライベート・バンキングの5つの部門を有しています。

メツラー・グループは、欧州の投資家とともに300年以上にわたり培われた企業調査に重点を置く資産運用サービスに現代の最先端の情報技術システムを取り込み、着実に運用実績を積み重ねています。

メツラー・グループの資産運用は内外における利益相反を排除し、客観的な分析に基づいて行われます。このような純粋に客観的な分析に基づく運用を行うために、メツラー・グループは個別企業への貸付業務を行わず、さらに自己勘定による金融商品のトレーディングも一切行っておりません。

④信託金限度額

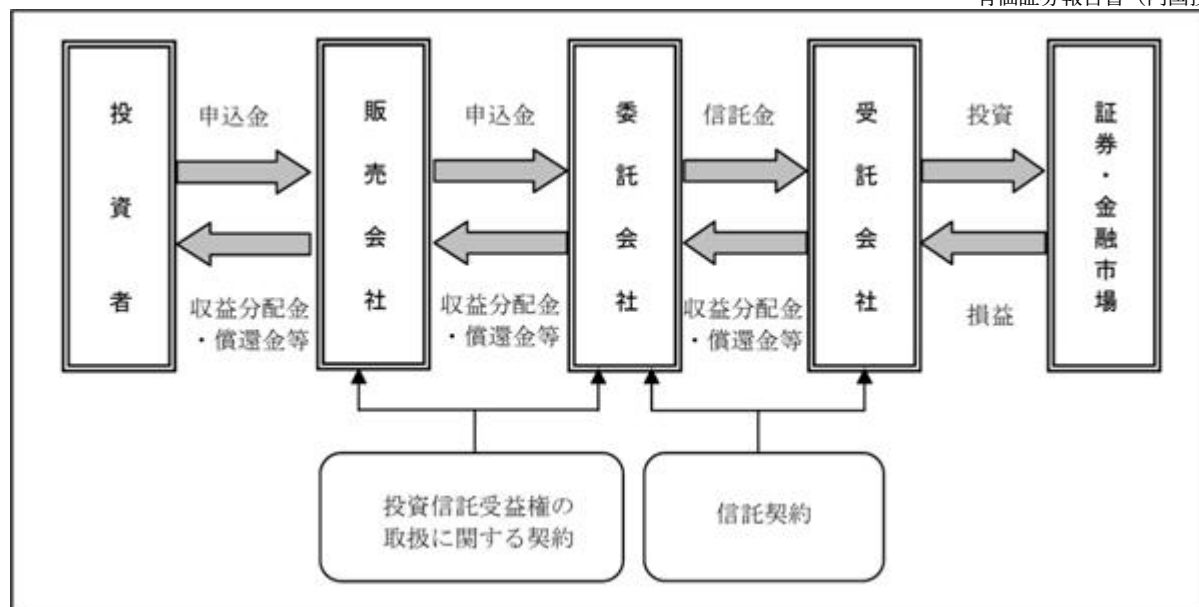
信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

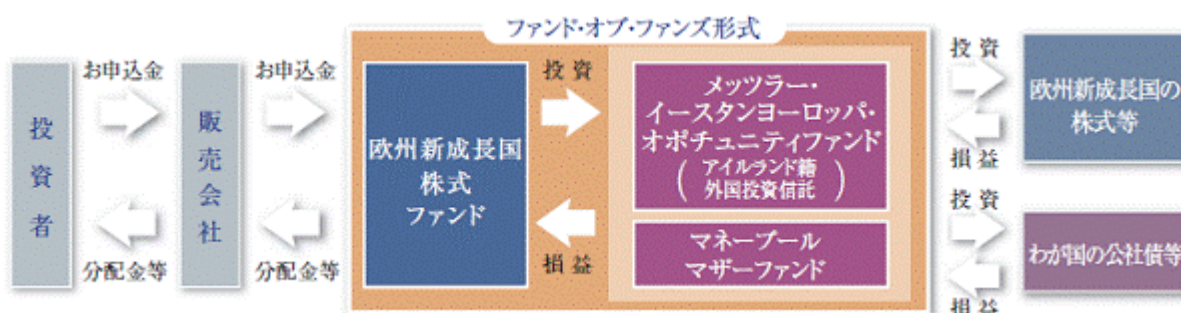
①ファンドの仕組み図



② ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは、以下の投資信託に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

- ・アイルランド籍外国投資信託「メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」
- ・親投資信託「マネープールマザーファンド」



③ 委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い

(3)換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

(4)目論見書、運用報告書の交付等

④委託会社の概況

a. 資本金

平成24年11月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

平成 9年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更
 昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立
 同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
 平成11年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
 平成11年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更
 平成14年 1月24日 投資顧問業者の登録
 平成14年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成14年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
 平成18年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
 平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成24年11月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①主として、アイルランド籍のユーロ建の外国投資信託であるメッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドおよびマネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資を行います。
- ②メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。なお、投資対象とする各投資信託の組入比率には制限を設けません。
- ③外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。
- ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2)【投資対象】

- ①主としてメッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドおよびマザーファンドに投資を行います。
- ②この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

③委託会社は、信託金を、主として上記①の投資信託（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(2) コマーシャル・ペーパー

(3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引に限り行うことができます。

④委託会社は、信託金を、③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

参考情報

投資する投資信託証券の概要

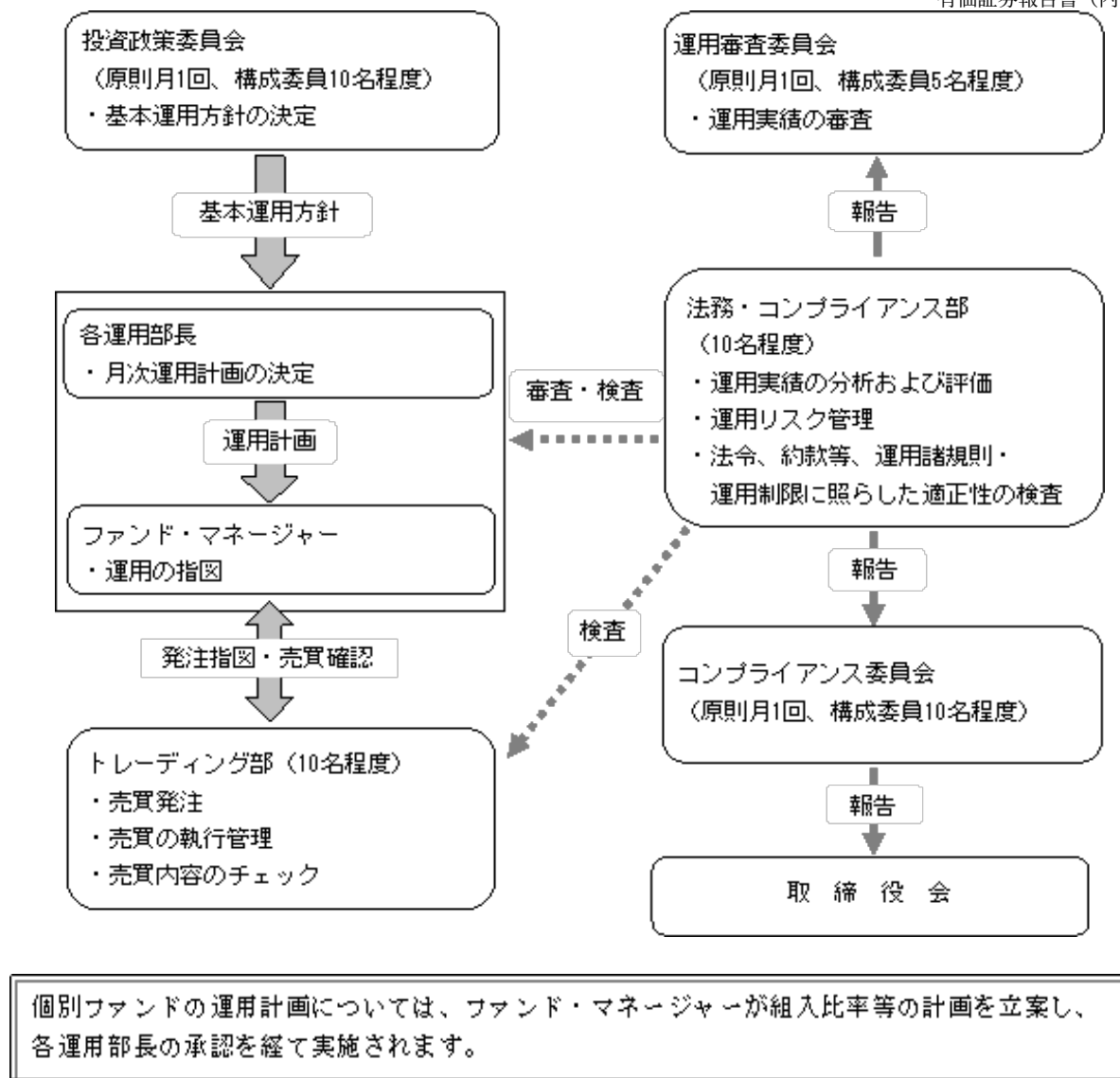
ファンド名	メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド
分類	アイルランド籍／外国投資信託／ユーロ建
設定日	2005年12月1日
運用基本方針	信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
主な投資対象	中東欧諸国およびロシアの企業の発行する上場株式または新株引受権証券等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①未上場株式等への投資は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②同一発行体（公的機関を除く）の株式等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③デリバティブへの投資は純資産総額の5%未満とします。 ④投資信託証券への投資は純資産総額の20%以下とします。 ⑤有価証券の空売りは純資産総額の範囲内とします。 ⑥ファンドの借入れは純資産総額の10%以下とします。
分配方針	信託財産から生じる利益は、原則として信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。 （投資顧問会社の裁量により、分配方針は変更されることがあります。）
決算日	12月末日
信託報酬等	運用報酬：純資産総額の年0.50% 管理報酬：純資産総額の年0.20%程度
投資顧問会社	メッツラー・アセット・マネジメント GmbH（フランクフルト）

ファンド名	マネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年11月30日
運用基本方針	安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	11月10日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありません。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

※各概要は、2012年11月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。
 - ②収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - ③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

- ①ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への直接投資は行いません。
 - b. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - c. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - d. 有価証券先物取引等の派生商品取引（外国為替予約取引を除きます。）の指図は行いません。
 - e. (1) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、換金代金の支払資金の手当て（換金申込に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (2) 換金申込に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限
- a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
 - b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

④債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

（２）その他の留意点

- ①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ②投資信託証券を他のファンドが投資対象としている場合に、当該ファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、投資信託証券においても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ③分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ④ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

（３）リスクの管理体制

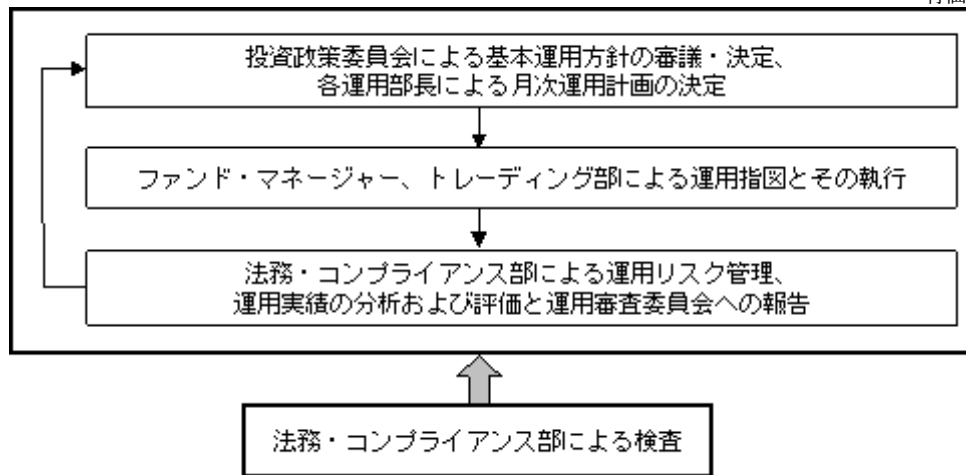
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。また、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社	年0.378%（税抜0.36%）
販売会社	年0.84%（税抜0.80%）
受託会社	年0.042%（税抜0.04%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、投資対象ファンドであるメッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドの信託報酬等として、当該ファンドの純資産総額に対して年0.70%（運用報酬0.50%、管理報酬0.20%程度）程度を信託財産中から支弁します。信託報酬等には保管費用等を含みます。

したがって、ファンドの実質的な信託報酬等は、信託財産の純資産総額の年1.96%（税抜1.90%）程度となります。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0084%（税抜0.008%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

③証券取引に伴う手数料、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。

上記①、③のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

◆個別元本について

投資者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該投資者の個別元本にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年11月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アイルランド	2,942	95.77
親投資信託受益証券	日本	91	2.95
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	39	1.28
合計（純資産総額）	—	3,072	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年11月30日現在）

	国／ 地域	通貨	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アイル ランド	ユーロ	投資信託 受益証券	メッツラー・ イースタンヨー ロッパ・オポ チュニティファ ンド	468,452.210	58.04 2,896,984,355	58.95 2,942,405,715	95.77
2	日本	日本円	親投資信託 受益証券	マネープール マザーファンド	89,077,734	1.0165 90,547,516	1.0166 90,556,424	2.95

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成24年11月30日現在）

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	95.77
親投資信託受益証券	2.95
合計	98.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (平成18年11月10日現在)	5,341	6,385	1.0751	1.2851
第2期 計算期間 (平成19年11月12日現在)	8,143	10,908	1.0308	1.3808
第3期 計算期間 (平成20年11月10日現在)	4,795	4,795	0.4111	0.4111
第4期 計算期間 (平成21年11月10日現在)	4,628	4,628	0.6362	0.6362
第5期 計算期間 (平成22年11月10日現在)	4,467	4,467	0.6633	0.6633
第6期 計算期間 (平成23年11月10日現在)	2,973	2,973	0.4920	0.4920
平成23年11月末日	2,810	—	0.4675	—
平成23年12月末日	2,651	—	0.4429	—
平成24年1月末日	2,973	—	0.4990	—
平成24年2月末日	3,399	—	0.5667	—
平成24年3月末日	3,267	—	0.5489	—
平成24年4月末日	3,124	—	0.5261	—
平成24年5月末日	2,540	—	0.4304	—
平成24年6月末日	2,670	—	0.4523	—
平成24年7月末日	2,751	—	0.4658	—
平成24年8月末日	2,785	—	0.4737	—
平成24年9月末日	2,944	—	0.5036	—
平成24年10月末日	2,989	—	0.5157	—
第7期 計算期間 (平成24年11月12日現在)	2,898	2,898	0.5008	0.5008
平成24年11月末日	3,072	—	0.5338	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1期 計算期間 (平成18年11月10日)	0.2100
第2期 計算期間 (平成19年11月12日)	0.3500
第3期 計算期間 (平成20年11月10日)	0.0000
第4期 計算期間 (平成21年11月10日)	0.0000
第5期 計算期間 (平成22年11月10日)	0.0000
第6期 計算期間 (平成23年11月10日)	0.0000
第7期 計算期間 (平成24年11月12日)	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期 計算期間 (平成17年11月30日 ～ 平成18年11月10日)	28.51

第2期 計算期間（平成18年11月11日 ～ 平成19年11月12日）	28.43
第3期 計算期間（平成19年11月13日 ～ 平成20年11月10日）	△60.12
第4期 計算期間（平成20年11月11日 ～ 平成21年11月10日）	54.76
第5期 計算期間（平成21年11月11日 ～ 平成22年11月10日）	4.26
第6期 計算期間（平成22年11月11日 ～ 平成23年11月10日）	△25.83
第7期 計算期間（平成23年11月11日 ～ 平成24年11月12日）	1.79

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）マネープールマザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年11月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	70	77.29
コール・ローン	日本	21	22.71
その他の資産（負債差引後）	日本	0	0.00
合計（純資産総額）	—	91	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年11月30日現在）

	国名	種類	銘柄名	券面総額 （円）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）	クー ポン （％ ）	償還日
1	日本	国債 証券	第323回 国庫短期証券	30,000,000	99.97 29,993,466	99.97 29,993,466	33.12	—	H25.2.18
2	日本	国債 証券	第319回 国庫短期証券	20,000,000	99.98 19,996,758	99.98 19,996,758	22.08	—	H25.1.28
3	日本	国債 証券	第324回 国庫短期証券	20,000,000	99.97 19,995,266	99.97 19,995,266	22.08	—	H25.2.25

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成24年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	77.29
合計	77.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成17年11月30日 ～ 平成18年11月10日）	5,614,669,877	646,369,498
第2期 計算期間（平成18年11月11日 ～ 平成19年11月12日）	5,373,057,351	2,442,010,297
第3期 計算期間（平成19年11月13日 ～ 平成20年11月10日）	6,288,290,229	2,523,706,660
第4期 計算期間（平成20年11月11日 ～ 平成21年11月10日）	3,131,199,394	7,521,876,120
第5期 計算期間（平成21年11月11日 ～ 平成22年11月10日）	2,536,916,147	3,074,935,467
第6期 計算期間（平成22年11月11日 ～ 平成23年11月10日）	941,482,804	1,634,220,360
第7期 計算期間（平成23年11月11日 ～ 平成24年11月12日）	627,665,744	882,428,903

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

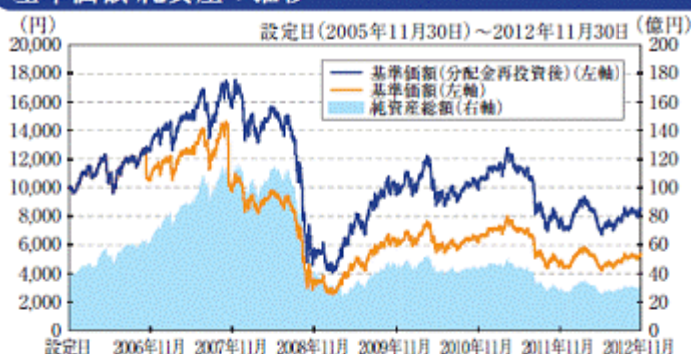
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考)

運用実績

2012年11月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)は税引前分配金を再投資したものと計算しています。
※基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2012年11月	0円
2011年11月	0円
2010年11月	0円
2009年11月	0円
2008年11月	0円
設定来累計	5,600円

主要な資産の状況

●投資比率

メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド	95.8%
マネーブルマザーファンド	2.9%
コール・ローン、その他	1.3%
合 計	100.0%

●メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンドにおける運用状況(現地月末基準)

<組入上位銘柄>

銘柄名(銘柄数65)	業種	国	比率
LUKOIL NEFTYANAYA / ADRS	エネルギー	ロシア	6.7%
OJSC O.CROSNEFT GDR REGS	エネルギー	ロシア	5.2%
PKO BANK POLSKI S.A.	銀行	ポーランド	5.0%
OA OGAZP.ADR SP. 4/RL 5	エネルギー	ロシア	4.3%
POWSZECHNY ZAKLAD UBEZP.	保険	ポーランド	3.8%
KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	建設・素材	ポーランド	3.8%
JSC NORILSK NICK.ADR RL 1	建設・素材	ロシア	3.6%
BANK PEKAO S.A.	銀行	ポーランド	3.3%
IGROUP BANK AG	銀行	オーストリア	3.2%
MOL MAGOLAJ-ES GAZIP.NA	エネルギー	ハンガリー	2.8%

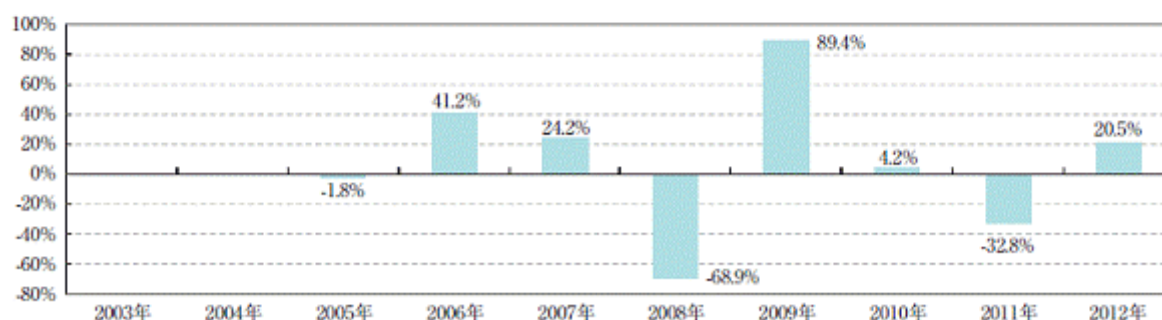
<組入上位国および業種>

国	比率
ロシア	37.7%
ポーランド	26.8%
英国	6.1%
ハンガリー	5.9%
チェコ	3.4%
その他	20.1%
業種	比率
銀行	26.8%
エネルギー	26.4%
建設・素材	18.5%
公益サービス	6.4%
メディア	4.6%
その他	17.3%

※その他にはキャッシュ等を含みます。

※上記のデータは運用会社であるメツラー・アセット・マネジメントGmbH(フランクフルト)からのデータを使用しております。また、各比率は「メツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」の純資産総額に対する評価額の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2005年は設定日(11月30日)から年末まで、2012年は年初から11月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

＜申込不可日＞

ダブリンまたはフランクフルトの金融商品取引所もしくは銀行の休業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、販売会社により受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。申込単位および取扱いコースは販売会社により異なりますのでご注意ください。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約※」を締結していただきます。

※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

- ③受益権のお買付価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- ④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑤申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ⑥購入申込者は購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。
- ⑦金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、販売会社が定める単位をもって換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、販売会社により受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- ⑤換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象とする投資信託証券の解約制限その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日や解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、支払開始日が遅延する場合があります。
- ⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。
- ⑨信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
- ⑩販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

- ・外国投資信託受益証券：原則としてファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

- ・公社債等：a. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
c. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は平成27年11月27日までですが、後述の「（5）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月11日から翌年の11月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (2) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (3) 委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (4) 委託会社は、(1)、(2)、(3)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (5) (4)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (6) (5)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
 - (7) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (8) (5)から(7)までの規定は、(3)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(5)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、後述の「②信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがい

③関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

※平成25年7月31日以降は、以下の通り変更する予定です。

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）反対者の買取請求権

前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 ②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第7期計算期間（平成23年11月11日から平成24年11月12日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第6期 (平成23年11月10日現在)	第7期 (平成24年11月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	89,018,303	81,622,679
投資信託受益証券	2,825,552,903	2,749,620,157
親投資信託受益証券	90,467,346	90,547,516
未収利息	121	111
流動資産合計	3,005,038,673	2,921,790,463
資産合計	3,005,038,673	2,921,790,463
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,968,376	5,266,091
未払受託者報酬	776,067	604,319
未払委託者報酬	22,505,938	17,525,358
その他未払費用	155,156	120,805
流動負債合計	32,405,537	23,516,573
負債合計	32,405,537	23,516,573
純資産の部		
元本等		
元本	6,042,497,400	5,787,734,241
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,069,864,264	△2,889,460,351
（分配準備積立金）	708,071	853,348
元本等合計	2,972,633,136	2,898,273,890
純資産合計	2,972,633,136	2,898,273,890
負債純資産合計	3,005,038,673	2,921,790,463

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位: 円)

	第6期 (自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日)	第7期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日)
営業収益		
受取利息	73,316	41,319
有価証券売買等損益	△747,566,838	195,833,106
為替差損益	△239,080,816	△107,709,182
営業収益合計	△986,574,338	88,165,243
営業費用		
受託者報酬	1,721,740	1,238,114
委託者報酬	49,930,385	35,905,340
その他費用	605,818	467,094
営業費用合計	52,257,943	37,610,548
営業利益	△1,038,832,281	50,554,695
経常利益	△1,038,832,281	50,554,695
当期純利益	△1,038,832,281	50,554,695
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△9,427,301	5,110,514
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△2,267,916,054	△3,069,864,264
剰余金増加額又は欠損金減少額	548,383,929	448,083,598
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	548,383,929	448,083,598
剰余金減少額又は欠損金増加額	320,927,159	313,123,866
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	320,927,159	313,123,866
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,069,864,264	△2,889,460,351

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。
4 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成23年11月11日から平成24年11月12日までとなっております。

(追加情報)

第7期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日)	
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

第6期 (平成23年11月10日現在)	第7期 (平成24年11月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 6,042,497,400口	1 計算期間の末日における受益権の総数 5,787,734,241口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,069,864,264円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,889,460,351円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4920円 (1万口当たり純資産額 4,920円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5008円 (1万口当たり純資産額 5,008円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第6期 (自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日)	第7期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（193,029円）、及び分配準備積立金（708,071円）より、分配対象収益は901,100円（1万口当たり1円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益（22,166円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（266,958円）、及び分配準備積立金（831,182円）より、分配対象収益は1,120,306円（1万口当たり1円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第6期 (自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日)	第7期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第6期 (平成23年11月10日現在)	第7期 (平成24年11月12日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
----------------------	--	----

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 (自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日)	第7期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第6期 (自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日)	第7期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日)
期首元本額		6,735,234,956 円	6,042,497,400 円
期中追加設定元本額		941,482,804 円	627,665,744 円
期中一部解約元本額		1,634,220,360 円	882,428,903 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第6期（自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△771,175,312 円
親投資信託受益証券	89,077 円
合計	△771,086,235 円

第7期（自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	187,603,305 円
親投資信託受益証券	80,170 円
合計	187,683,475 円

3 デリバティブ取引関係

第6期（自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日）

該当事項はありません。

第7期（自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成24年11月12日現在）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資信託 受益証券	メッツラー・イースタンヨーロッパ・ オポチュニティファンド	468,452.210	27,188,966.26	
		合計 (邦貨換算)	468,452.210	(2,749,620,157)	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（平成24年11月12日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	89,077,734	90,547,516	
合計		89,077,734	90,547,516	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資信託受益証券 1 銘柄	94.87%	100.00%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<ご参考>

以下の記載は、メッツラー・アセット・マネジメント GmbH（フランクフルト）が監査法人および管理会社から入手した監査済報告書の一部を当社が和訳したものであり、当社はその内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

「欧州新成長国株式ファンド」が投資対象とするアイルランド籍外国投資信託
「メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」
(英文名：Metzler Eastern Europe Opportunity Fund) の概要

（2011年12月31日現在）

（単位：ユーロ）

（1）損益計算書 （2011年1月1日～2011年12月31日）

収入

投資収益	852,143
銀行利息	2,294
投資に係る実現損益および未実現損益	△10,559,098
収入合計	△9,704,661

費用

運用報酬	223,407
保管・受託報酬	35,788
その他費用	56,339
費用合計	315,534
運用による純損益	△10,020,195
平準化にかかる純損益	△151,626
税金控除前純損益	△10,171,821
源泉徴収税	△95,724
期中の純損益およびその変化	△10,267,545

（注）「メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」はユーロ建てです。

（注）日付は現地基準。

（注）金額の単位未満は切捨て。△表示は負数。

（２）組入資産の明細 （2011年12月31日現在）

銘柄名	株数	評価額	業種
オーストリア	百株	千ユーロ	
1.GROUP BANK AG	310.00	421	銀行
IMMOEAST AG ANSPR.-	1,125.00	0	その他金融
オーストリア計 2銘柄	1,435.00	421	<1.70%>
チェコ	百株	千ユーロ	
CEZ AS	320.00	974	公益サービス
KOMERCNI BANKA AS	48.50	625	銀行
TELEFONICA CZECH REPUB	100.00	147	公益サービス
チェコ計 3銘柄	468.50	1,747	<7.04%>
エストニア	百株	千ユーロ	
AS TALLINK GRUPP EO 10	4,725.97	270	輸送
OLYMPIC ENTMT GRP EK 10	3,400.00	361	メディア
SILVANO FASHION GROUP AS	500.00	152	小売
エストニア計 3銘柄	8,627.97	784	<3.16%>
フィンランド	百株	千ユーロ	
RAMIRENT OYJ	340.00	183	エンジニアリング・鉱業
フィンランド計 1銘柄	340.00	183	<0.74%>
英国	百株	千ユーロ	
EURASIAN NAT.RES. DL -.20	400.00	303	建設・素材
EVRAZ PLC DL 2	650.00	290	建設・素材
KAZAKHYMS PLC LS -20	330.00	365	建設・素材
NEW WORLD RES EO -,40	430.00	227	建設・素材
PETROPAVLOVSK LS -,01	400.00	293	建設・素材
POLYMETAL INTL PLC	110.00	143	建設・素材
英国計 6銘柄	2,320.00	1,624	<6.54%>
ハンガリー	百株	千ユーロ	
MOL MAG.OLAJ-ES GAZIP.NA	170.00	945	エネルギー
OTP BANK RT	700.00	710	銀行
ハンガリー計 2銘柄	870.00	1,655	<6.67%>

カザフスタン	百株	千ユーロ	
HALYK SAV.BK GDRS/4 KT 15	450.00	169	銀行
KAZKOMMBK GDRSREGS OCT06	450.00	93	銀行
カザフスタン計 2銘柄	900.00	263	<1.06%>
リトアニア	百株	千ユーロ	
LINAS AGRO GROUP AB	2,750.00	111	飲料・タバコ
リトアニア計 1銘柄	2,750.00	111	<0.45%>
マレーシア	百株	千ユーロ	
STEPPE CEMENT LTD.	3,860.00	156	建設・素材
マレーシア計 1銘柄	3,860.00	156	<0.63%>
オランダ	百株	千ユーロ	
AMREST HLDGS N.V. EO-01	100.00	143	メディア
オランダ計 1銘柄	100.00	143	<0.58%>
ポーランド	百株	千ユーロ	
AGORA S.A.	570.00	145	メディア
APATOR B ZY 0,10	90.00	36	電機・電子部品
BANK MILLENNIUM ZY 1	1,600.00	127	銀行
BANK PEKAO S.A.	310.00	979	銀行
BRE BANK S.A.	25.00	137	銀行
EUROCASH S.A. CL.A ZY 1	432.10	278	小売
GRUPA KETY S.A.	85.00	198	建設・素材
IMPEXMETAL S.A. ZL 10	2,200.00	172	建設・素材
JASTRZEBSKA SPOL.WEGL.ZY5	80.00	151	建設・素材
KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	120.00	294	建設・素材
LPP S.A. ZY 2	3.50	159	食品・家庭用品
NFI EMPIK MEDIA ZY 010	530.00	95	小売
PBG S.A. ZY 1	80.00	126	エンジニアリング・鉱業
PKN ORLEN S.A.	610.00	460	エネルギー
PKO BANK POLSKI S.A.	1,500.00	1,089	銀行
PL.GR.ENERGETYCZNA ZY 10	450.00	212	公益サービス
POLIMEX MOSTOSTAL S.A.	2,800.00	103	エンジニアリング・鉱業
POLSKIE GO.NAF. A ZY 1	1,400.00	128	エネルギー
POWSZECHNY ZAKLAD UBEZP.	90.00	627	保険
PRZ. EKSPORTU I IM. ZY 10	280.00	132	エンジニアリング・鉱業
TPSA TELEKOMUNIKACJA	500.00	193	公益サービス
TVN S.A. ZY 0.20	900.00	208	メディア
ポーランド計 22銘柄	14,655.60	6,057	<24.39%>
ルーマニア	百株	千ユーロ	
BANCA TRANSILV.NAM.LN 1	12,133.59	247	銀行
BRD-GR.SOCI.GENERALE	1,080.00	266	銀行
COMPA S.A. NAM. LR 1000	20,260.00	181	自動車・部品
ルーマニア計 3銘柄	33,473.59	696	<2.80%>
ロシア	百株	千ユーロ	
GAZPROM NE.ADR 5/RL-,0016	100.00	181	エネルギー
GRUPPA CHERKIZOVO -GDR	130.00	110	飲料・タバコ
JSC NORILSK NICK.ADR RL 1	800.00	946	建設・素材

LSR GROUP GDR S/5	600.00	156	その他金融
LUKOIL NEFTYANAYA / ADRS	440.00	1,801	エネルギー
M.VIDEO RL 10	347.24	157	小売
MAGNIT GDR REG. S RL -,01	100.00	163	食品・家庭用品
MECHEL OAO ADR/3/RL 10	370.00	243	建設・素材
MOBILNIYE TEL. ADR/5	170.00	190	公益サービス
NOVATEK GDR REG. S 10/1	110.00	1,064	エネルギー
NOVOLIPETSKIY MET.KO.REGS	120.00	182	建設・素材
OAO GAZP.ADR SP. 4/RL 5	2,150.00	1,771	エネルギー
OJSC O.C.ROSNEFT GDR REGS	2,177.00	1,110	エネルギー
SBER.BK ROSS. RL 50	2,950.00	513	銀行
SBERBK RO.S.OAO REGS100/1	300.00	230	銀行
SISTEMA AFK GDR REGS/50	250.00	324	公益サービス
SURGUTNEFTEGAZ ADR/10	1,250.00	756	エネルギー
TATNEFT IMENI REG 20/1	210.00	480	エネルギー
TRANSCONTAINER S.GDR REGS	250.00	150	輸送
ロシア計 19銘柄	12,824.24	10,536	<42.43%>
トルコ	百株	千ユーロ	
ANADOLU AN. TURK SIG. SIR	2,100.00	67	保険
トルコ計 1銘柄	2,100.00	67	<0.27%>
合計 67銘柄	84,722.90	24,450	<98.46%>

（注）< >内は「メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」の純資産総額に対する各国別株式評価額の比率。

（注）「メッツラー・イースタンヨーロッパ・オポチュニティファンド」はユーロ建てです。

（注）日付は現地基準。

（注）評価額の単位未満は切捨て。

（参考）マネープールマザーファンド

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネープールマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成23年11月10日現在）	（平成24年11月12日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		20,484,246	50,553,311
国債証券		69,981,190	69,987,504
未収利息		28	69
流動資産合計		90,465,464	120,540,884
資産合計		90,465,464	120,540,884
負債の部			
流動負債			
未払金		—	29,992,170
流動負債合計		—	29,992,170

負債合計	—	29,992,170
純資産の部		
元本等		
元本	89,077,734	89,077,734
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,387,730	1,470,980
元本等合計	90,465,464	90,548,714
純資産合計	90,465,464	90,548,714
負債純資産合計	90,465,464	120,540,884

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

対象期間 （自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日）
対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成23年11月10日現在）	（平成24年11月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数	1 計算期間の末日における受益権の総数
89,077,734口	89,077,734口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.0156円 （1万口当たり純資産額 10,156円）	1口当たり純資産額 1.0165円 （1万口当たり純資産額 10,165円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（平成23年11月10日現在）	（平成24年11月12日現在）
期首元本額		97,945,603 円	89,077,734 円

期中追加設定元本額	— 円	— 円
期中一部解約元本額	8,867,869 円	— 円
期末元本額	89,077,734 円	89,077,734 円
元本の内訳＊		
欧州新成長国株式ファンド	89,077,734 円	89,077,734 円
合計	89,077,734 円	89,077,734 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	69,981,190 円	0 円
合計	69,981,190 円	0 円

（自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	69,987,504 円	0 円
合計	69,987,504 円	0 円

3 デリバティブ取引関係

（自 平成22年11月11日 至 平成23年11月10日）

該当事項はありません。

（自 平成23年11月11日 至 平成24年11月12日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成24年11月12日現在）

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第304回国庫短期証券	20,000,000	19,999,548	
	第319回国庫短期証券	20,000,000	19,995,786	
	第323回国庫短期証券	30,000,000	29,992,170	
合計		70,000,000	69,987,504	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年11月30日

I 資産総額	3,089,374,713円
II 負債総額	17,036,122円
III 純資産総額（I－II）	3,072,338,591円
IV 発行済数量	5,755,239,951口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.5338円

（参考）マネープールマザーファンド

I 資産総額	90,552,519円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	90,552,519円
IV 発行済数量	89,077,734口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0166円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等
ありません。

2. 受益者に対する特典
ありません。

3. 受益権の譲渡
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の実行の請求の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成24年11月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（2）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b. 運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年11月末日現在、154本であり、その純資産総額の合計は1,221,028百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	138本	1,151,218百万円

単位型株式投資信託	7本	37,040百万円
追加型公社債投資信託	1本	17,964百万円
単位型公社債投資信託	8本	14,806百万円
合計	154本	1,221,028百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、第32期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、第33期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

[次へ](#)

(1) 【貸借対照表】

		第31期 (平成23年 3月31日現在)		第32期 (平成24年 3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 預金			5,702,490		5,826,632
2. 前払費用			64,158		62,441
3. 未収入金			1,771		77,488
4. 未収委託者報酬			822,206		733,185
5. 未収運用受託報酬			593,956		420,226
6. 未収法人税等			—		18,793
7. 未収消費税等			—		12,034
8. 繰延税金資産			128,819		191,089
9. その他			54		1,405
流動資産計			7,313,456		7,343,297
II 固定資産					
1. 有形固定資産			117,801		88,781
(1) 建物	※2	67,878		58,355	
(2) 器具備品	※2	49,026		29,529	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			104,006		80,722
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		99,689		76,269	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,454		1,590	
3. 投資その他の資産			1,389,889		876,271
(1) 投資有価証券		720,221		144,960	
(2) 関係会社株式		319,502		318,844	
(3) 長期差入保証金	※1	158,597		143,783	
(4) 繰延税金資産		190,156		266,871	
(5) その他		1,411		1,811	
固定資産計			1,611,698		1,045,775
資産合計			8,925,154		8,389,072

		第31期 (平成23年 3月31日現在)		第32期 (平成24年 3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			284		12,858
2. 未払金			525,021		669,772
(1) 未払収益分配金		789		540	
(2) 未払償還金		9,304		5,658	
(3) 未払手数料		283,852		245,117	
(4) その他未払金	※1	231,075		418,456	
3. 未払費用			498,064		337,012
4. 未払法人税等			55,292		—
5. 未払消費税等			59,362		—
6. 賞与引当金			199,021		134,660
7. 役員賞与引当金			2,700		5,200

流動負債計			1,339,746		1,159,502
Ⅱ固定負債					
1. 退職給付引当金			367,274		404,084
2. 役員退職慰労引当金			14,250		10,201
固定負債計			381,524		414,285
負債合計			1,721,270		1,573,787
(純資産の部)					
Ⅰ株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
資本剰余金合計			277,667		277,667
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,553,447		2,123,836	
利益剰余金合計			5,866,237		5,436,626
株主資本合計			7,243,905		6,814,294
Ⅱ評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△40,021		990
評価・換算差額等合計			△40,021		990
純資産合計			7,203,883		6,815,285
負債純資産合計			8,925,154		8,389,072

(2) 【損益計算書】

		第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅰ営業収益					
1. 委託者報酬			5,718,504		4,187,140
2. 運用受託報酬			3,193,133		1,900,616
3. 投資助言報酬			1,000		—
営業収益計			8,912,637		6,087,757
Ⅱ営業費用					
1. 支払手数料			2,568,280		1,749,024
2. 広告宣伝費			42,895		55,547
3. 調査費			2,760,595		1,597,104
(1) 調査費		27,093		24,037	
(2) 委託調査費		2,299,896		1,164,314	
(3) 情報機器関連費		431,197		406,930	
(4) 図書費		2,407		1,821	
4. 委託計算費			169,489		161,805
5. 営業雑経費			154,850		137,838
(1) 通信費		11,498		10,893	
(2) 印刷費		94,041		87,970	
(3) 協会費		8,776		12,198	
(4) 諸会費		2,669		3,039	
(5) 紹介手数料		37,864		23,737	

営業費用計			5,696,112		3,701,321
Ⅲ一般管理費					
1. 給料			1,606,305		1,544,084
(1) 役員報酬		64,551		64,286	
(2) 給料・手当		1,460,271		1,408,099	
(3) 賞与		81,482		71,698	
2. 法定福利費			199,359		188,715
3. 退職金			1,911		9,512
4. 福利厚生費			4,367		3,948
5. 交際費			2,582		2,781
6. 旅費交通費			32,843		23,757
7. 事務委託費			93,175		85,086
8. 租税公課			20,151		15,322
9. 不動産賃借料			173,594		163,084
10. 退職給付費用			78,986		80,520
11. 役員退職慰労金			354		—
12. 役員退職慰労引当金繰入			11,500		4,951
13. 賞与引当金繰入			199,021		134,660
14. 役員賞与引当金繰入			2,700		5,200
15. 固定資産減価償却費			74,634		63,548
16. 諸経費			108,901		93,151
一般管理費計			2,610,390		2,418,323
営業利益または営業損失（△）			606,135		△31,887

		第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅳ営業外収益					
1. 受取配当金			820		1,238
2. 受取利息			1,564		957
3. 時効成立分配金・償還金			5,230		3,857
4. その他			989		213
営業外収益計			8,604		6,267
Ⅴ営業外費用					
1. 為替差損			1,741		540
2. 雑損失			3,922		23,079
営業外費用計			5,664		23,619
経常利益または経常損失（△）			609,075		△49,239
Ⅵ特別利益					
1. 固定資産売却益	※1		6		—
2. 投資有価証券売却益			250		12,266
特別利益計			256		12,266
Ⅶ特別損失					
1. 固定資産除却損	※2		2,559		3,221
2. 投資有価証券売却損			681		102,971
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			5,018		—
4. 子会社株式評価損			—		657
5. 希望退職関連費用			—		351,519
特別損失計			8,258		458,370

税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）			601,073		△495,343
法人税、住民税及び事業税			232,710		△72,967
法人税等調整額			19,507		△167,048
当期純利益または当期純損失（△）			348,855		△255,328

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第31期事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第32期事業年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
株主資本			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,204,592	2,553,447
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,517,382	5,866,237
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
株主資本合計	当事業年度期首残高	6,895,050	7,243,905
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610

		当事業年度末残高	7,243,905	6,814,294
評価・換算差額等				
	その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	—	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
	評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	—	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
純資産合計		当事業年度期首残高	6,895,050	7,203,883
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	—	△174,282
		当期純利益または当期 純損失（△）	348,855	△255,328
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	308,833	△388,598
		当事業年度末残高	7,203,883	6,815,285

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 158,547千円 流動負債 その他未払金 187,782千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 66,573千円 器具備品 204,763千円	※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円

(損益計算書関係)

第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 6千円 ※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 877千円 ソフトウェア 1,682千円	----- ※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円

(株主資本等変動計算書関係)

第31期事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

第32期事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	—
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	—
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	658,021	658,021	—
資産計	7,776,674	7,776,674	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(789)	(789)	—
② 未払償還金	(9,304)	(9,304)	—
③ 未払手数料	(283,852)	(283,852)	—
④ その他未払金	(231,075)	(231,075)	—
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	—
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	319,502
③ 長期差入保証金	158,597
合計	540,249

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超

預金	5,702,490	—	—
未収委託者報酬	822,206	—	—
未収運用受託報酬	593,956	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	100	—
合計	7,118,653	100	—

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	—
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	—
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	82,760	82,760	—
資産計	7,062,804	7,062,804	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(540)	(540)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(245,117)	(245,117)	—
④ その他未払金	(418,456)	(418,456)	—
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	—
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	318,844
③ 長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	5,826,632	—	—
未収委託者報酬	733,185	—	—
未収運用受託報酬	420,226	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	—	35,865	—
合計	6,980,044	35,865	—

（有価証券関係）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	△67,478
	小計	725,400	657,921	△67,478
合計		725,500	658,021	△67,478

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	△643
	小計	13,664	13,020	△643
合計		81,162	82,760	1,597

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

2. 退職給付債務に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(1) 退職給付債務	△367,274千円	(1) 退職給付債務	△404,084千円
(2) 退職給付引当金	△367,274千円	(2) 退職給付引当金	△404,084千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。		(注) 同左	

3. 退職給付費用に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
退職給付費用		退職給付費用	
勤務費用	66,556千円	勤務費用	69,258千円
確定拠出年金への掛金支払額	12,430千円	確定拠出年金への掛金支払額	11,262千円
退職給付費用	78,986千円	退職給付費用	80,520千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	80,981	51,184
未払事業税	13,006	—
未払社会保険料	10,769	7,129
貯蔵品	1,919	1,673
退職給付引当金	155,242	149,998
割増退職金	—	126,447
子会社株式評価損	1,304	1,376
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	111,796	102,879
減価償却超過額否認	7,457	5,826
繰越欠損金	10,322	32,137
その他有価証券評価差額金	27,457	—
その他	14,405	10,932
小計	434,663	489,585
評価性引当額	△115,686	△27,482
繰延税金資産計	318,976	462,102
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	—	607
未収事業税	—	3,535
繰延税金負債計	—	4,142
繰延税金資産の純額	318,976	457,960

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第31期 (平成23年3月31日現在)

第32期 (平成24年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付で、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が40百万円減少し、法人税等調整額が40百万円増加しております。

（資産除去債務関係）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	158,547

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	143,733

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,654.85円	1株当たり純資産額	6,295.87円
1株当たり当期純利益金額	322.26円	1株当たり当期純損失金額	△235.86円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	348,855	当期純損失（千円）	△255,328
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	348,855	普通株式に係る当期純損失（千円）	△255,328
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 預金			5,560,529
2. 前払費用			81,581
3. 未収入金			103,890
4. 未収委託者報酬			660,362
5. 未収運用受託報酬			397,372
6. 繰延税金資産			70,777
7. その他			52
流動資産計			6,874,567
II 固定資産			
1. 有形固定資産			90,547
(1) 建物	※ 1	54,271	
(2) 器具備品	※ 1	35,378	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			81,807
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		78,907	
(3) ソフトウェア仮勘定		37	
3. 投資その他の資産			920,905
(1) 投資有価証券		198,956	
(2) 関係会社株式		318,634	
(3) 長期差入保証金		143,114	
(4) 繰延税金資産		259,303	
(5) その他		896	
固定資産計			1,093,259
資産合計			7,967,827

		第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 預り金			60,960
2. 未払金			269,678
(1) 未払収益分配金		540	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		208,987	
(4) その他未払金		54,492	
3. 未払費用			303,471
4. 未払法人税等			5,560
5. 未払消費税等	※ 2		14,651
6. 賞与引当金			71,308
7. 役員賞与引当金			8,000
流動負債計			733,631

II 固定負債			
1. 退職給付引当金			359,319
2. 役員退職慰労引当金			12,780
固定負債計			372,100
負債合計			1,105,731
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金	277,667		
3. 利益剰余金			5,482,786
(1) 利益準備金	175,000		
(2) その他利益剰余金			
別途積立金	3,137,790		
繰越利益剰余金	2,169,996		
株主資本合計			6,860,454
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			1,640
評価・換算差額等合計			1,640
純資産合計			6,862,095
負債純資産合計			7,967,827

(2) 中間損益計算書

		第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 委託者報酬			1,903,672
2. 運用受託報酬			810,362
営業収益計			2,714,034
II 営業費用			
1. 支払手数料			782,601
2. 広告宣伝費			758
3. 調査費			632,626
(1) 調査費		8,341	
(2) 委託調査費		431,996	
(3) 情報機器関連費		191,367	
(4) 図書費		921	
4. 委託計算費			79,524
5. 営業雑経費			67,530
(1) 通信費		5,115	
(2) 印刷費		45,634	
(3) 協会費		5,189	
(4) 諸会費		1,542	
(5) 紹介手数料		10,047	
営業費用計			1,563,041
III 一般管理費			
1. 給料			662,025
(1) 役員報酬		38,904	

(2) 給料・手当		609,668	
(3) 賞与		13,453	
2. 法定福利費			83,301
3. 退職金			11,523
4. 福利厚生費			1,467
5. 交際費			924
6. 旅費交通費			11,594
7. 事務委託費			39,799
8. 租税公課			7,164
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			31,566
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,579
12. 賞与引当金繰入			71,308
13. 役員賞与引当金繰入			8,000
14. 固定資産減価償却費	※ 1		26,795
15. 諸経費			47,364
一般管理費計			1,085,209
営業利益			65,784

		第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益			
1. 受取配当金			1,054
2. 受取利息			532
3. その他			897
営業外収益計			2,483
V 営業外費用			
1. 為替差損			1,644
2. 雑損失			88
営業外費用計			1,733
経常利益			66,535
VI特別利益			
1. 投資有価証券売却益			2,288
特別利益計			2,288
VII特別損失			
1. 投資有価証券売却損			840
2. 子会社株式評価損			210
特別損失計			1,050
税引前中間純利益			67,773
法人税、住民税及び事業税			△105,867
法人税等調整額			127,480
中間純利益			46,159

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	—

	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,123,836
	当中間会計期間変動額	
	中間純利益	46,159
	当中間会計期間変動額合計	46,159
	当中間会計期間末残高	2,169,996
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,436,626
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	5,482,786
株主資本合計	当事業年度期首残高	6,814,294
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	6,860,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額（純額）	650
	当中間会計期間末残高	1,640
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額	650
	当中間会計期間末残高	1,640
純資産合計	当事業年度期首残高	6,815,285
	当中間会計期間変動額	46,810
	当中間会計期間末残高	6,862,095

重要な会計方針

	第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>8～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	80,180千円
器具備品	230,731千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
※1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	12,192千円
無形固定資産	14,602千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082

合計	1,082	—	—	1,082
----	-------	---	---	-------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,560,529	5,560,529	—
(2) 未収入金	103,890	103,890	—
(3) 未収委託者報酬	660,362	660,362	—
(4) 未収運用受託報酬	397,372	397,372	—
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	136,756	136,756	—
資産計	6,858,911	6,858,911	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(540)	(540)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(208,987)	(208,987)	—
④ その他未払金	(54,492)	(54,492)	—
(2) 未払費用	(303,471)	(303,471)	—
負債計	(573,150)	(573,150)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	318,634
③ 長期差入保証金	143,114
合計	523,949

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	85,546	81,609	3,937
	小計	85,546	81,609	3,937
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	51,209	52,500	△1,290
	小計	51,209	52,500	△1,290
合計		136,756	134,109	2,646

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	6,339円11銭
1株当たり中間純利益金額	42円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	46,159
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	46,159
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②出資の状況

委託会社は有価証券届出書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）
T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

③訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

株式会社りそな銀行

- ・資本金の額 279,928百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜信託事務の一部委託先＞

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・資本金の額 51,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成24年9月末日現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420	
株式会社SBI証券	47,937	
マネックス証券株式会社	7,425	
SMB C日興証券株式会社	10,000	
上光証券株式会社	500	
フィデリティ証券株式会社	5,207	
野村證券株式会社	10,000	
丸八証券株式会社	3,676	
中泉証券株式会社	190	
むさし証券株式会社	5,000	
安藤証券株式会社	2,280	
豊証券株式会社	2,540	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
楽天証券株式会社	7,495	
極東証券株式会社	5,251	
株式会社仙台銀行	22,485	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 信託財産の保管・管理・計算
 - b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- ②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 受益権の募集・販売の取扱い
 - b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
 - c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
 - d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年11月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成24年2月10日	有価証券届出書
平成24年2月10日	有価証券報告書
平成24年3月8日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年4月20日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年8月10日	半期報告書
平成24年8月10日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年1月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州新成長国株式ファンドの平成23年11月11日から平成24年11月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州新成長国株式ファンドの平成24年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月30日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行なった。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。